

遠野市監査委員告示第9号

令和5年7月14日

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和4年度に財政的援助を与えた団体等に対する監査を実施したので、同条第9項及び遠野市監査基準第23条の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

遠野市監査委員 多田博子

遠野市監査委員 奥友康悦

令和5年度財政的援助団体等監査結果報告書（令和4年度財政的援助分）

1 監査の基準

本監査は、遠野市監査基準（令和2年遠野市監査委員告示第3号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政的援助団体等監査

3 監査の対象、実施期日、担当課等

令和4年度に財政的援助を行った中から抽出した2団体について、次のとおり監査を実施した。

期 日	団体等の名称	財政的援助の内容（補助金等の名称及び交付額）	市担当課名
6月21日	一般財団法人遠野市教育文化振興財団	遠野市教育文化振興財団運営費補助金 28,637,000円	生涯学習スポーツ課
6月28日	社会福祉法人遠野市社会福祉協議会	遠野市社会福祉協議会運営費補助金 101,555,000円	福祉課

4 監査の着眼点

(1) 市担当課

- ア 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- エ 補助金等の条件の履行状況、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認が行われているか。
- オ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 財政的援助団体の監査項目

- ア 事業計画書、予算書、決算諸表等と補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- イ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果があげられているか。
- ウ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整理、保存は適切か。

5 監査の方法

- (1) 令和4年度において市がおおむね1,000万円以上の補助金、交付金等により財政的援助を行っている団体を抽出し、監査対象とした。
- (2) 書類監査として、監査対象項目に係る要綱、契約書の写し、支出命令票の写し、収支決算書、事業実績報告書等の提出を求め、その内容の照合確認を行った。
- (3) 実地監査として、提出又は提示を受けた書類に基づいて関係職員から説明を受け、監査委員による聴取を行った。

6 監査の結果

当該補助金等に係る事業の公益性や補助事業者の適格性などを監査したところ、必要と認められる事業・団体等に支出がなされていた。

また、補助金の交付目的や対象事業の内容等も明確になっており、関係法令等への適合性、算定方法や交付時期の妥当性及び実績報告や完了確認といった事務についても、おおむね適正に処理されていた。

なお、軽微な事務処理誤り等については、監査時に口頭指導した。

監査対象とした財政的援助団体等の監査結果については、次のとおりである。

(1) 一般財団法人遠野市教育文化振興財団

補助金等の名称	遠野市教育文化振興財団運営費補助金
交 付 額	28,637,000円
財政的援助の 目 的 等	遠野市における生涯学習及び芸術文化の振興を図るため、一般財団法人遠野市教育文化振興財団に対し運営費を補助する。
特 記 事 項	<p>[指摘事項] 特になし</p> <p>[意見・要望] (遠野市教育文化振興財団)</p> <p>遠野市教育文化振興財団は、市民の功績に対する顕彰や広報の発行などの教育文化事業、姉妹都市交流や在住外国人支援等の国際交流事業などの自主事業のほか、市から「生涯学習事業」、「芸術振興事業」、「遠野文化発信事業」、「こども本の森遠野の運営業務」、「コミュニティ・スクールに係るエリアコーディネーター業務」を受託しており、その円滑な運営を図るため運営費補助金が交付されていた。</p> <p>受託事業は目的に沿って実施されており、会計経理については、出納関係帳票の整備、記帳は適正で、領収書等の証拠書類の整理、保存も適切に処理されていた。</p> <p>国際交流事業においては、社会情勢が円安の傾向にあり、渡航経費の大幅な増による自主財源への影響が見込まれることから、長期的視野に立った事業運営に取り組まれない。</p> <p>(生涯学習スポーツ課)</p> <p>遠野市教育文化振興財団に業務を委託し運営費として補助金を交付することで、財団の持つスキルを活かした効率的で効果的な事業が実施されていた。</p> <p>今後も当該団体と連携した事業展開により、当市の教育文化の振興が図られることを望む。</p> <p>なお、支出負担行為票の処理については、財務規則第16条第4項の規定に基づき決裁権者を確認し、適切に事務処理されたい。</p>

(2) 社会福祉法人遠野市社会福祉協議会

補助金等の名称	遠野市社会福祉協議会運営費補助金
交 付 額	101,555,000円
財 政 的 援 助 の 目 的 等	遠野市社会福祉協議会の地域福祉事業の推進及び支部社協の活動支援、ボランティア活動の企画・実施、市民及び福祉関係団体との連携強化など、官民一体の福祉政策を推進するため社会福祉協議会運営費、総合福祉センター管理運営費、地域福祉活動に関する事業に対し運営費を補助する。
特 記 事 項	<p>〔指摘事項〕 (福祉課)</p> <p>補助金交付事務において、要綱に定める前金払いの上限額を超えた支払いが認められた。</p> <p>〔意見・要望〕 (遠野市社会福祉協議会)</p> <p>遠野市社会福祉協議会に、事務局職員5人分の人件費22,173,000円、総合福祉センター管理運営費10,508,000円、市民ボランティアの活動拠点「ちょボラ」の運営費6,708,000円、市内福祉7団体への活動助成金1,260,000円、ショートステイ上郷借入金償還補助金60,906,000円が運営費補助金として交付されていた。</p> <p>出納関係帳票の整備、記帳は適正で、領収書等の証拠書類の整理、保存も適切に処理されていた。</p> <p>従来、社会福祉法人が施設整備のため借入した資金に係る償還金及び利息については、債務負担契約を結びその契約書に基づいて補助金を交付していたが、遠野市社会福祉協議会においては単独整備とし補助金が交付されていなかった。今回の運営費補助金約60,000千円の増加は、ここ数年、ショートステイ上郷の常態化した損失が会全体の経営を圧迫していたことから、遠野市社会福祉協議会の要望を受けて借入金残債の繰上償還金の支援を行ったことによるものであった。</p> <p>現在、国の配置基準に準じた職員配置の見直し等による経営改革を進めているということであるが、今後においても、職員一人ひとりが業務改善を意識するなど持続的な運営に向けた取組と地域福祉の担い手として、市民、関係団体、関係機関等と連携を図りながら、福祉サービスの充実強化に努められたい。</p> <p>(福祉課)</p> <p>本補助金は提出資料の関係から7月に申請書が提出され、1回目の前金が8月に支出されている。しかし、補助対象経費が人件費であることを鑑みると、もっと早い段階での支出も可能なことから申請書の提出時期と合わせ、遠野市社会福祉協議会と協議されたい。</p> <p>また、補助金交付事務において、相手方に交付する文書等の錯誤が散見されたことから、確認と審査を徹底されたい。</p>